

## 「ITS 無線システムの高度化に関する研究会」の 公開について（案）

### 1. 会議について

本研究会の会議は、原則公開とする。

ただし、公開により当事者又は第三者の権利・利益及び公共の利益を害するおそれがある場合、構成員間の率直な意見交換が損なわれるおそれがある場合等、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。

### 2. 会議で使用した資料について

本研究会にて使用した資料については、原則公開とする。

ただし、公開により当事者又は第三者の権利・利益及び公共の利益を害するおそれがある場合、構成員間の率直な意見交換が損なわれるおそれがある場合等、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。

なお、公開方法は一般のアクセスが可能な総務省のホームページに掲載する。

### 3. 議事要旨について

本研究会の会議については、原則として議事要旨を作成し、公開する。

庶務において、研究会開催後議事要旨を速やかに作成し、構成員の承認を得て、一般のアクセスが可能な総務省ホームページに掲載する。